

こ保運第1019号
平成30年7月17日

特定教育・保育施設設置者 様
特定地域型保育事業設置者 様
認可外保育施設設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
保育・教育運営課長
運営指導等担当課長

特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

特定教育・保育施設等において重大事故が発生した際には、施設等から各区へ事故報告書を提出いただいております。

このたび、本市における事故報告書の様式を変更しました。今後、事故報告書を作成する際には、新様式で作成をお願いいたします。

1 事故報告書

下記ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/any.html>

2 事故報告書の提出を要するケース

- (1) 死亡事故又は重傷事故事案
- (2) 保護者から苦情のあったケース及び保護者とトラブルになりそうなケース
- (3) 不審者の侵入があったケース
- (4) 盗難等があったケース
- (5) 置き去り・行方不明等のケース

3 添付資料

園内・園外での事故対応フロー図

担当 横浜市こども青少年局保育・教育運営課
運営指導係 TEL: 045-671-3564

園内での事故対応



<事故を発見した職員>

- 近くの職員に知らせる。
- 事故の発生状況を把握する。
- 応急手当をする。

<他の職員>

- 園長へ報告する。
- 他の児童が不安にならないよう体制を整える。



病院に連れていく
必要性の有無を判断

<園長、主任保育士、看護師など>

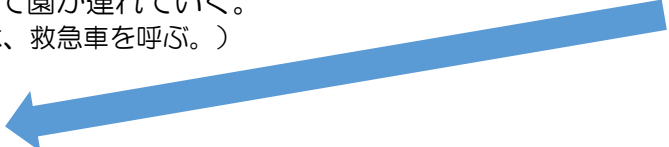
- 複数人で児童の状態を確認する。
※判断に迷う場合は、病院に連れていく。
※首から上の打撲などは、病院に連れていくことを基本とする。

必要あり

必要なし

- 保護者に状況を説明する。
(かかりつけ医を確認する。)
- タクシーなどで園が連れていく。
(緊急の場合は、救急車を呼ぶ。)

- 保護者に状況を説明する。
- けがに応じた手当をする。



記録の作成

- 事故発生時の状況を記録する。
- 発生後の対応経過を時系列に沿って記録する。
※振り返りのために、5W1Hをおさえる。
(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)



保護者対応

- 把握している事実を正確に伝える。
- 丁寧に謝罪する。
- 帰宅後、保護者に連絡して、児童の様子を確認する。



事故の振り返り

- 職員会議を開き、事故の原因分析と再発防止策の検討をする。
- 話し合われたことを記録し、全職員に周知する。



事故報告書の作成

- 事故報告書を作成し、所在区のこども家庭支援課へ提出する。

【事故報告書の作成が必要なケース】

- ① 死亡事故又は全治30日以上の中傷事故事案 (骨折・意識不明など)
 - ② 保護者からの苦情があったケース及びトラブルになりそうなケース
 - ③ 不審者の侵入があったケース
 - ④ 盗難のケース
 - ⑤ 置き去り・行方不明のケース
- 上記フローにはあてはまりませんが、提出をお願いします。

園外での事故対応



<事故を発見した職員>

- 近くの職員に知らせる。
- 事故の発生状況を把握する。
- 応急手当をする。

<他の職員>

- 園へ連絡して応援を求める。
- 他の児童の状況を把握し、安全を確保する。

病院に直接行くか
園に戻るかを判断

<園長、主任保育士、看護師など>

- 病院に直接連れていくか、一度園に戻るかを判断する。
- 現場に応援職員を派遣する。
- 保護者に状況を説明する。

※判断に迷う場合は、病院に連れていく。

※首から上の打撲などは、病院に連れていくことを基本とする。

病院に直接行く

園に戻る

<児童を病院に連れていく職員>

- 応援職員が到着後、タクシーなどで園が連れていく。
(緊急の場合は、救急車を呼ぶ。)

• 園に戻り次第、児童の状況を確認する。

- 児童を継続して観察する。
(状況によっては、病院に連れていく。)

<他の職員>

- 応援職員が到着後、他の児童を連れて園に戻る。

記録の作成

- 事故発生時の状況を記録する。
- 発生後の対応経過を時系列に沿って記録する。
※振り返りのために、5W1Hをおさえる。
(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)

保護者対応

- 把握している事実を正確に伝える。
- 丁寧に謝罪する。
- 帰宅後、保護者に連絡して、児童の様子を確認する。

事故の振り返り

- 職員会議を開き、事故の原因分析と再発防止策の検討をする。
- 話し合われたことを記録し、全職員に周知する。

事故報告書の作成

- 事故報告書を作成し、所在区のこども家庭支援課へ提出する。

【事故報告書の作成が必要なケース】

- ① 死亡事故又は全治30日以上の中傷事故事案 (骨折・意識不明など)
- ② 保護者からの苦情があったケース及びトラブルになりそうなケース
- ③ 不審者の侵入があったケース
- ④ 盗難のケース
- ⑤ 置き去り・行方不明のケース

上記フローにはあてはまりませんが、提出をお願いします。